

令和6年度川崎市定額減税補足給付金額算出等に係る事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金額の算出等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 川崎市定額減税補足給付金（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額は、令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、地

方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいう。

（支給額）

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

（1）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第 1 項第 1 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 1 号イに掲げる額

（2）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第 1 項第 2 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 2 号イに掲げる額

2 前項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和 6 年 6 月 3 日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第 1 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第 5 条 調整給付金の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

（その他）

第 6 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。